

教職第 1534 号
平成22年12月16日

各教育局長 様

教 育 長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通知）

このことについて、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対し、別添写しのとおり通達及び通知しましたので、適切に指導してください。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局総務課決算・会計指導グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通達）

教職員の服務規律の厳正な保持については、従来から、機会あるごとに注意を喚起し、厳正な指導をお願いしてきたところですが、依然として教職員による不祥事が後を絶たず、道民の学校教育に対する信頼を損なう結果となっていることは誠に遺憾であります。

学校教育は、児童生徒、保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べてより高い倫理観が求められます。

このようなことから、教職員一人一人が教育に携わる職の重要性に思いを致すとともに、公務員倫理の高揚に努め、道民全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあることを自覚し、自らを厳しく律して行動するなど、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の厳正な保持に努める必要があります。

つきましては、冬季休業及び年末年始を迎えるに当たり、特に次の事項に留意の上、所属職員に対する指導に万全を期するようお願いいたします。

記

1 年末年始における服務規律の保持

(1) 職務上の利害関係の有無及び名目のいかんにかかわらず、業者、関係団体との間では、道民の誤解を招くことのないよう、

ア 飲食や遊戯などの接待を受けないこと

イ 金品、贈答品については一切受け取らないこと

ウ 便宜供与を受けてはならないこと

について、改めて指導願います。

また、管理監督の立場にある職員は、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いいたします。

(2) 職員相互の儀礼的なあいさつ回り、歳暮の贈答など虚礼にわたる慣習は行わないよう、周知願います。

2 職務の適正な執行

(1) 職務の執行に当たっては、的確かつ迅速な事務処理を行うよう、所属職員にあらためて指導の上、注意を喚起するとともに、管理監督の立場にある職員は、校内の組織体制や相互牽制機能を再確認し、事故の未然防止に努めてください。

(2) 文書の保管、公印の管理及び物品の取扱いについては、関係規定等に基づき適正に行ってください。

(3) 保護者から徴収した経費についても、公金に準じて、厳正な取扱いをするよう指導するとともに、管理監督の立場にある職員は、その内容を把握し、事務処理を一人に任せきりにし

ないなど、金銭事故防止に向けた体制を整備するようお願いいたします。

3 予算執行の適正化

- (1) 予算の執行に当たっては、財務規則等に定められた手続に従い、厳正な執行に努めることとし、特に、必要性を的確に把握し、その目的に応じた予算科目での執行によるとともに、確認を厳格に行ってください。
- (2) 業務にかかわりのない新聞・雑誌等の購入、名刺広告などは、一切行わないことを再確認してください。

4 適正な勤務時間の管理

勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については職務専念義務免除の承認を受けるなど、必要な手続を必ず行ってください。

特に、冬季休業期間中も、勤務時間中はその職責を遂行するとともに、校外研修、特に自宅での研修の承認に当たっては、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断するなど、厳格な取扱いを徹底し、勤務時間の適正な管理を行ってください。

5 体罰の防止

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

しかしながら、本年度の体罰による懲戒処分は、11月末日現在で既に15件（道立学校4件、市町村立学校11件）であり、憂慮すべき状況にあります。

管理監督の立場にある職員は、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまうものであるということをあらためて認識し、その防止のため、日頃から職員会議や校内研修などの機会を活用して、所属職員の意識改革を図るとともに、体罰事故の根絶に向けて、より実効性ある具体的な取組を実施されるようお願いいたします。

6 わいせつ事故、セクシュアル・ハラスメントの防止

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に計り知れない大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、断じて許されるものではありません。

しかしながら、本年度は既に11月末日現在で、昨年度1年間の総数と同数となる4件の懲戒免職処分（道立学校1件、市町村立学校3件）を行っております。また、セクシュアル・ハラスメントについても市町村立学校において1件の懲戒処分を行うなど、教職員全体の信用失墜となる憂慮すべき状況であります。

わいせつ事故やセクシュアル・ハラスメントの防止のためには、何よりも教職員自らの自覚を促し、倫理意識を高めることが重要であると考えており、各学校において「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年10月10日付け教職第853号教育長通達）や「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」（平成11年4月1日付け教総第2386号教育長通達）等を活用するなどして、今後とも職場全体で問題意識を持ち、実効性ある具体的な取組が一層図られますようお願いいたします。

7 個人情報紛失の防止

個人情報にかかわる事故については、近年、USBメモリの紛失、盗難などが多発している

状況を踏まえ、特に厳正な指導・監督をお願いしてきたにもかかわらず、本年度も3件（道立学校1件、市町村立学校2件）の懲戒処分を行っており、道民の教職員に対する信頼を損なう事態となっております。

個人情報の紛失は、児童生徒・保護者のプライバシーの侵害であり、情報の漏洩により、詐欺などの二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いが求められます。

つきましては、「学校職員の不祥事防止に向けた校内研修の実施について」（平成21年9月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知）、「個人情報の取扱いに係る校内研修資料」（平成20年6月13日付け教職第495号総務政策局教職員課長通知）等を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いします。

8 交通違反・事故の防止

本年度の教職員による交通違反・事故の発生状況は、11月末現在で117件（道立学校47件、市町村立学校70件）となっており、飲酒運転にいたっては既に昨年の発生件数を上回る（道立学校1件、市町村立学校3件）など、教職員の交通法規の遵守が厳しく問われる状況にあります。

これからの冬期間、特に年末年始においては、帰省・レジャーなどに自家用車を利用する機会や飲酒の機会が多くなり、積雪や道路の凍結等による交通違反・事故の増加が懸念されます。

管理監督の立場にある職員にあっては、交通違反・事故を起こすことのないよう自ら厳に戒めることはもとより、所属職員に対する交通法規の遵守及び交通違反・事故の防止についても、万全を期すよう指導の徹底をお願いします。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局総務課決算・会計指導グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の厳正な保持について（通知）

教職員の服務規律の厳正な保持については、従来から、機会あるごとに注意を喚起し、厳正な指導をお願いしてきたところですが、依然として教職員による不祥事が後を絶たず、道民の学校教育に対する信頼を損なう結果となっていることは誠に遺憾であります。

学校教育は、児童生徒、保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べてより高い倫理観が求められます。

このようなことから、教職員一人一人が教育に携わる職の重要性に思いを致すとともに、公務員倫理の高揚に努め、道民全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあることを自覚し、自らを厳しく律して行動するなど、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の厳正な保持に努める必要があります。

貴職におかれましては、冬季休業及び年末年始を迎えるに当たり、特に次の事項に留意の上、貴管下教職員に対する指導に万全を期するようお願いします。

記

1 年末年始における服務規律の保持

(1) 職務上の利害関係の有無及び名目のいかんにかかわらず、業者、関係団体との間では、道民の誤解を招くことのないよう、

ア 飲食や遊戯などの接待を受けないこと

イ 金品、贈答品については一切受け取らないこと

ウ 便宜供与を受けてはならないこと

について、改めて指導願います。

また、学校において管理監督の立場にある職員は、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いします。

(2) 職員相互の儀礼的なあいさつ回り、歳暮の贈答など虚礼にわたる慣習は行わないよう、周知願います。

2 職務の適正な執行

(1) 職務の執行に当たっては、的確かつ迅速な事務処理を行うよう、所属職員にあらためて指導の上、注意を喚起するとともに、学校において管理監督の立場にある職員は、校内の組織体制や相互牽制機能を再確認し、事故の未然防止に努めてください。

(2) 文書の保管、公印の管理及び物品の取扱いについては、関係規定等に基づき適正に行ってください。

(3) 保護者から徴収した経費についても、公金に準じて、厳正な取扱いをするよう指導するとともに、管理監督の立場にある職員は、その内容を把握し、事務処理を一人に任せきりにし

ないなど、金銭事故防止に向けた体制を整備するようお願いいたします。

3 適正な勤務時間の管理

勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については職務専念義務免除の承認を受けるなど、必要な手続を必ず行ってください。

特に、冬季休業期間中も、勤務時間中はその職責を遂行するとともに、校外研修、特に自宅での研修の承認に当たっては、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断するなど、厳格な取扱いを徹底し、勤務時間の適正な管理を行ってください。

4 体罰の防止

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

しかしながら、本年度の体罰による懲戒処分は、11月末日現在で既に15件（道立学校4件、市町村立学校11件）であり、憂慮すべき状況にあります。

学校において管理監督の立場にある職員は、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまうものであるということをあらためて認識し、その防止のため、日頃から職員会議や校内研修などの機会を活用して、所属職員の意識改革を図るとともに、体罰事故の根絶に向けて、より実効性ある具体的な取組を実施されるようお願いいたします。

5 わいせつ事故、セクシュアル・ハラスメントの防止

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に計り知れない大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、断じて許されるものではありません。

しかしながら、本年度は既に11月末日現在で、昨年度1年間の総数と同数となる4件の懲戒免職処分（道立学校1件、市町村立学校3件）を行っております。また、セクシュアル・ハラスメントについても市町村立学校において1件の懲戒処分を行うなど、教職員全体の信用失墜となる憂慮すべき状況であります。

わいせつ事故やセクシュアル・ハラスメントの防止のためには、何よりも教職員自らの自覚を促し、倫理意識を高めることが重要であると考えており、各学校において「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年10月10日付け教職第853号教育長通達）や「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」（平成11年4月1日付け教総第2386号教育長通達）等を活用するなどして、今後とも職場全体で問題意識を持ち、実効性ある具体的な取組が一層図られますようお願いいたします。

6 個人情報紛失の防止

個人情報にかかわる事故については、近年、USBメモリの紛失、盗難などが多発している状況を踏まえ、特に厳正な指導・監督をお願いしてきたにもかかわらず、本年度も3件（道立学校1件、市町村立学校2件）の懲戒処分を行っており、道民の教職員に対する信頼を損なう事態となっております。

個人情報の紛失は、児童生徒・保護者のプライバシーの侵害であり、情報の漏洩により、詐欺などの二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いが求められます。

つきましては、「学校職員の不祥事防止に向けた校内研修の実施について」（平成21年9

月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知)、「個人情報への取扱いに係る校内研修資料」(平成20年6月13日付け教職第495号総務政策局教職員課長通知)等を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いします。

7 交通違反・事故の防止

本年度の教職員による交通違反・事故の発生状況は、11月末現在で117件(道立学校47件、市町村立学校70件)となっており、飲酒運転にいたっては既に昨年の発生件数を上回る(道立学校1件、市町村立学校3件)など、教職員の交通法規の遵守が厳しく問われる状況にあります。

これからの冬期間、特に年末年始においては、帰省・レジャーなどに自家用車を利用する機会や飲酒の機会が多くなり、積雪や道路の凍結等による交通違反・事故の増加が懸念されます。

学校において管理監督の立場にある職員にあつては、交通違反・事故を起こすことのないよう自ら厳に戒めることはもとより、所属職員に対する交通法規の遵守及び交通違反・事故の防止についても、万全を期すよう指導の徹底をお願いします。

(総務政策局教職員課人事法規グループ)